

## 別紙 5

### 昭和万葉の森管理運営業務仕様書

#### 1 趣旨

この仕様書は、宮城県昭和万葉の森の管理運営に関する協定書、県民の森等の設置及び管理に関する条例（平成元年宮城県条例第 22 号。以下「条例」という。）及び県民の森等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成元年宮城県規則第 18 号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、宮城県昭和万葉の森（以下「昭和万葉の森」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び実施方法について必要な事項を定める。

#### 2 昭和万葉の森の設置目的

昭和 30 年の第 6 回全国植樹祭の会場となった松林（通称「御成山」）とこれに隣接する落葉広葉樹林を合わせた総面積 22.65ha の区域に、昭和天皇御在位 60 年を記念して万葉植物を主体とした森林公園を造成したもので、昭和万葉の森を訪れる人々が、森林浴による保健休養を図り、日本の歴史や文化を偲ぶとともに、自然科学などの学びの森としての利用に供する。

#### 3 昭和万葉の森の管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、次に掲げる事項に留意し、昭和万葉の森の管理運営に当たるものとする。

- (1) 昭和万葉の森は、万葉植物を主体に造成された森林公園であり、訪れる人々が森林浴による保健休養を図り、日本の歴史や文化を偲ぶとともに、自然科学などの学びの森として活用することを目的として設置した施設であり、その設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利となるような取扱いをしないこと。
- (3) 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (4) 個人情報については、別紙 8「個人情報取扱特記事項」に基づき、適切な管理を行うこと。
- (5) 昭和万葉の森利用者等の意見・要望を適切に管理運営に反映させること。

#### 4 昭和万葉の森の施設の概要

(1) 建物等の概要 ※詳細平面図参照

|                |                      |                       |
|----------------|----------------------|-----------------------|
| ① 万葉の館（集会棟）    | 木造平屋建                | 264.82 m <sup>2</sup> |
| ② 万葉の館（休憩・展示棟） | 木造平屋建                | 78.08 m <sup>2</sup>  |
| ② 万葉の館（集会展示室）  | 木造平屋建                | 19.87 m <sup>2</sup>  |
| ③ 野外便所         | 木造平屋建                | 17.47 m <sup>2</sup>  |
| ④ 野外便所（身障者用）   | 木造平屋建                | 6.47 m <sup>2</sup>   |
| ⑤ 駐車場          | 1,992 m <sup>2</sup> |                       |
| ⑥ 遊歩道          | 5,659m               |                       |

#### 5 休園（休館）日

昭和万葉の森の休園（休館）日は、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、県と協議の上、休園（休館）日を変更し、又は臨時に休園（休館）日を設定することができる。

#### 6 開園（開館）時間

昭和万葉の森の開園（開館）時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間にあっては、午前 9 時から午後 4 時まで）とする。ただし、指定管理者が特

に必要があると認めたときは、県と協議の上、開園（開館）時間を変更することができる。

## 7 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

## 8 法令等の遵守

指定管理者は、昭和万葉の森の管理運営に当たっては、本仕様書のほか、条例、規則その他関係法令を遵守しなければならない。

## 9 指定管理者が行う業務等

指定管理者が行う業務等は、次のとおりとする。

### (1) 昭和万葉の森の運営業務に関すること。

#### ① 運営体制に関すること。

指定管理者は、昭和万葉の森運営を統括する運営管理者及び運営業務の履行確保上必要な職員（昭和万葉の森運営（展示解説業務等）に係る有資格者等を要する場合は、当該有資格者を含む。）を適正数配置するものとする。

#### ② 利用料金の徴収及び減免に関すること。

#### ③ 昭和万葉の森の設置目的を踏まえた自主事業に関すること

指定管理者は、昭和万葉の森の運営に当たり、万葉植物を主体に造成された森林公園を訪れる人々が、森林浴による保健休養を図り、日本の歴史や文化を偲ぶとともに、自然科学などの学びの森として活用することを意図して昭和万葉の森が設置されたものであることを踏まえた自主事業を企画・実施するものとする。

### (2) 昭和万葉の森の維持管理業務に関すること。

指定管理者は、昭和万葉の森の適正な運営を図るため、次に掲げる昭和万葉の森（施設を含む。）の維持管理業務について「維持管理業務計画書」を作成し、昭和万葉の森の適切な維持管理を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により第三者に当該業務の一部を再委託する必要があるときは、事前に県に協議するものとする。

#### ① 建物管理業務（建物汚損防止、展示物等の盗難防止、火災予防及び清掃）

#### ② 館前広場等管理業務（芝生地及び庭園木の管理）

#### ③ 駐車場管理業務（場内での事故防止及び場内清掃）

#### ④ 便所管理業務（便所（身障者用便所を含む。）内及び周辺の清掃）

#### ⑤ 森林管理業務（防火巡視、歩道補修、危険木（倒木）処理、樹木剪定等の管理）

#### ⑥ 事故及び災害等の発生に伴う緊急連絡業務

#### ⑦ 夜間及び休館日の警備業務

#### ⑧ 来園者への案内、説明

#### ⑨ 貸付物品等の管理業務

#### ⑩ 管理区域の下刈等保育業務（昭和万葉の森下刈（除草）保育業務特記仕様書による。）

#### ⑪ 管理区域の防火巡視業務（昭和万葉の森防火巡視業務特記仕様書による。）

### (3) 指定管理者の管理すべき施設及び管理内容

| 区 分      | 名 称              | 構 造   | 規 模                        | 管理内容 |
|----------|------------------|-------|----------------------------|------|
| 建物維持管理業務 | 万葉の館<br>(集会棟)    | 木造平屋建 | 建床面積 264.82 m <sup>2</sup> | 随時清掃 |
|          | 万葉の館<br>(休憩・展示棟) | 木造平屋建 | 建床面積 78.08 m <sup>2</sup>  |      |
|          | 万葉の館<br>(集会展示室)  | 木造平屋建 | 建床面積 19.87 m <sup>2</sup>  |      |

|          |      |       |                                                                  |                         |
|----------|------|-------|------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 建物維持管理業務 | 公衆便所 | 木造平屋建 | 駐車場構内：建床面積 17.47 m <sup>2</sup><br>身障者用：建床面積 6.47 m <sup>2</sup> | 週 1 回<br>及び発見の<br>都度清掃  |
| 駐車場      |      |       | 1,992 m <sup>2</sup>                                             | 随時清掃                    |
| 遊歩道      |      |       | 5,659 m                                                          | 刈払年 2 回<br>補修は発見<br>の都度 |

- ① 昭和万葉の森施設等清掃業務 床清掃・ガラス清掃 年 2 回
- ② 消防用設備保守点検業務 年 2 回
- ③ 自家用電気工作物保安管理業務 年 1 回
- ④ 浄化槽維持管理業務
- ⑤ 昭和万葉の森施設警備業務 夜間警備
- ⑥ 展示機器保守点検業務 毎日
- ⑦ 建物、設備及び貸与物品の軽微修繕業務 発見の都度
- ⑧ 昭和万葉の森防災巡視 林野火災危険期  
(2 月、4 月、5 月、9 月、10 月)  
昭和万葉の森防災巡視業務特記仕様書による。

(4) 昭和万葉の森管理業務内容

| 施設名称        | 事業種                                | 規模及び事業量                                                                |
|-------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 建物の管理       | 建物巡回清掃                             | 閉館日を除き毎日                                                               |
|             | 広場・駐車場及び敷地巡回                       | 閉館日を除き毎日                                                               |
| 館前広場        | 除草<br>施肥散布<br>刈り込み<br>病虫害防除<br>冬囲い | 6,000m <sup>2</sup> 年 4 回<br>年 1 回<br>植栽木年 1 回<br>植栽木年 1 回<br>植栽木年 1 回 |
| ピクニック<br>広場 | 除草<br>施肥散布<br>刈り込み                 | 3,800m <sup>2</sup> 年 2 回<br>年 1 回<br>植栽木年 1 回                         |
| ブナ広場        | 除草                                 | 3,900m <sup>2</sup> 年 2 回                                              |
| 入口広場        | 除草<br>施肥散布<br>刈り込み                 | 3,500m <sup>2</sup> 年 4 回<br>年 1 回<br>植栽木年 1 回                         |
| 湿性植物園       | 除草                                 | 4,200m <sup>2</sup> 年 1 回                                              |
| シダ植物園       | 除草                                 | 1,500m <sup>2</sup> 年 1 回                                              |
| アズサの森       | 除草                                 | 900m <sup>2</sup> 年 1 回                                                |
| 民芸の森        | 除草                                 | 2,000m <sup>2</sup> 年 1 回                                              |
| 駐車場         | 清掃                                 | 1,992m <sup>2</sup> 閉館日を除き毎日                                           |
| 多目的広場       | 清掃<br>除草                           | 1,800m <sup>2</sup> 年 1 回                                              |
| ひょうたん<br>池  | 除草                                 | 1,307 m <sup>2</sup> 年 3 回                                             |

|        |                     |                       |                        |
|--------|---------------------|-----------------------|------------------------|
| 遊歩道    | 巡回・清掃<br>除草<br>階段補修 | 5,659m                | 閉館日を除く毎日<br>年2回<br>随時  |
| 石碑及び歌碑 | 清掃<br>植栽木の管理        | 石碑 大 2基<br>万葉植物の管理    | 歌碑小 48基<br>清掃年1回<br>随時 |
| アカマツ林  | 除草                  | 60,000 m <sup>2</sup> | 年1回                    |

※下刈（除草）業務は、昭和万葉の森下刈（除草）保育業務特記仕様書による。

(5) 施設利用に関すること。

指定管理者は、条例第12条の規定に基づき利用料を納付した者及び条例第14条の規定に基づき利用料を免除した者に昭和万葉の森の施設を利用させること。

(6) 施設使用に関すること。

指定管理者は、条例第10条の規定に基づき使用を許可した者に昭和万葉の森の施設を使用させること。

## 10 昭和万葉の森運営委員会

指定管理者は、昭和万葉の森運営委員会（仮称）を組織し、昭和万葉の森利用者等の意見及び要望を施設運営や業務改善に適切に反映させるよう努めること。

## 11 管理運営経費等

昭和万葉の森の管理運営経費は、利用料金収入及び委託料並びにその他収入による独立採算を基本とする。

(1) 収入

① 利用料金収入

条例第12条に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。

② 委託料

県は、当該年度の予算の範囲内において、必要と認める管理運営経費に相当する金額を委託料として指定管理者に支払うものとする。

③ その他収入

利用料金、販売収入及び昭和万葉の森の管理運営に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

(2) 支出

① 管理運営経費

昭和万葉の森の管理運営に関するすべての費用は、原則として、利用料金及び委託料並びにその他の収入をもって充てるものとする。

② 大規模修繕費等

大規模修繕及び施設の基幹改良に要する費用は、管理運営費に含まないものとする。

## 12 業務に関する報告等

(1) 事業報告等

指定管理者は、公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、毎事業年度終了後30日以内に、管理運営業務に係る事業報告書（管理運営業務に係る経理の状況については、60日以内）及び管理運営業務結果に係る自己評価書を提出しなければならない。

(2) 前項の事業報告書に記載する事項

① 管理運営業務の実施状況

② 管理運営業務に係る経理の状況（管理経費の支払明細を含む。）

- ③ 使用拒否の件数及びその理由
- ④ サービスの向上を図った事項（利用者の満足度調査を含む。）と成果
- ⑤ 環境配慮の取組状況

(3) 施設の入館者数

指定管理者は、施設の開園（開館）期間の各月の入園（入館）者数について、原則として、各翌月の 10 日までに報告しなければならない。

(4) 利用者等の満足度調査

指定管理者は、施設利用者等の満足度調査を次表の定めるところにより適宜実施し、その結果及び対応策等を取りまとめ、報告しなければならない。

| 調査取りまとめ期間               | 報告期限          |
|-------------------------|---------------|
| 4 月 1 日から 7 月 31 日まで    | 8 月第 2 週末日    |
| 8 月 1 日から 11 月 30 日まで   | 12 月第 2 週末日   |
| 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで | 翌年 4 月第 2 週末日 |

(5) その他報告

指定管理者は、次に掲げる事態が生じたときは、その都度速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

- ① 施設の全部又は一部の使用を中止する必要があるとき。
- ② 災害その他の事故により、昭和万葉の森施設に係る県の財産が滅失又は毀損したとき。
- ③ その他昭和万葉の森施設の管理運営上、不測の事態が生じたとき。

(6) 施設管理に係る応急措置等

指定管理者は、次に掲げる事態が生じたときは、適宜応急措置等を講じなければならない。

- ① 設備等に異常が発生したときは、速やかに点検を行い応急措置を講ずるとともに、当該異常が軽微なものであるときは指定管理者の判断で適切に処置し、その旨を県に報告すること。
- ② その他の設備等の異常については、県に連絡の上、その指示により処置すること。
- ③ 機械設備等の故障、災害及び火災等が発生したときは、指定管理者は適切な処置を講ずるとともに、遅滞なく県にその顛末を報告し、その指示を受けること。

### 13 物品等の帰属

- (1) 指定管理者が、指定期間中に県の委託費等により購入した物品等は、指定管理者の所有に帰属するものとする。
- (2) 指定管理者は、県の所有に属する物品については、管理台帳等を備え付け、その保管に係る物品を適正に管理しなければならない。
- (3) 指定管理者は、業務において使用する県の所有に属する物品のうち、重要物品（取得価格が 1 件 100 万円以上の物品をいう。）については、重要物品報告書により、毎年 4 月末までに、前年度における当該物品の増減状況を県に報告しなければならない。

### 14 業務履行に当たっての環境配慮事項

業務の履行に当たっては、別紙 4「公の施設の管理運営に関する環境配慮について」に基づき、適切な環境配慮に務めるものとする。

### 15 管理運営に当たっての留意事項

- (1) 指定管理者は、施設機能の充実を図るため、県内にある他の県民利用施設との適切な連携に努めること。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を策定する場合は、県と協議すること。
- (3) その他、仕様書に記載のない事項については、県と協議すること。

## 昭和万葉の森下刈（除草） 保育業務特記仕様書

### 1 下刈保育施工対象地区及び施工対象面積

|         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| 遊歩道     | 5,659m×3.0m=16,977 m <sup>2</sup> (年2回) |
| 館前広場    | 6,000 m <sup>2</sup> (年4回)              |
| ピクニック広場 | 3,800 m <sup>2</sup> (年2回)              |
| ブナ広場    | 3,900 m <sup>2</sup> (年2回)              |
| 入口広場    | 3,500 m <sup>2</sup> (年4回)              |
| 湿性植物園   | 4,200 m <sup>2</sup> (年1回)              |
| シダ植物園   | 1,500 m <sup>2</sup> (年1回)              |
| アズサの森   | 900 m <sup>2</sup> (年1回)                |
| 民芸の森    | 2,000 m <sup>2</sup> (年1回)              |
| 多目的広場   | 1,800 m <sup>2</sup> (年2回)              |
| ひょうたん池  | 1,307 m <sup>2</sup> (年3回)              |
| アカマツ林   | 60,000 m <sup>2</sup> (年1回)             |
| 計       | 105,884 m <sup>2</sup>                  |

### 2 施工期間

指定期間内において毎年6月1日から9月30日まで

### 3 施工方法等

- (1) 植栽草木及び保残有用植物以外は、すべて地際より丁寧に刈り払うこと。
- (2) 植栽草木及び保残有用植物以外の刈り払いした雑草木竹等は、必ず地上に敷き、決して植栽草木を害さないこと。
- (3) 植栽草木及び保残有用植物以外の藤・つた類は、すべて地際より切断し、植栽木より取り除くこと。また、この際、植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意すること。
- (4) 湿地植物園内及び修景植栽地内の植栽草木及び保残有用植物以外の雑草木竹等を刈り払うときは、できるだけ手鎌を使用し、植栽草木を損傷しないよう注意すること。
- (5) 道路に散在させた刈り払い物は、取り除くこと。
- (6) 刈り払い等下刈保育を施工したときは、その都度、施工箇所の施工前・施工後の写真を添付した完了報告書を提出すること。
- (7) その他、昭和万葉の森における下刈保育の施工について疑義が生じたときは、速やかに県担当職員の指示を受けること。

## 昭和万葉の森防災巡視業務特記仕様書

### 1 防災巡視実施対象区域及び巡視経路等

- (1) 防災巡視実施対象区域  
昭和万葉の森区域全域

### 2 防災巡視員の配置等

指定管理者は、防災巡視業務経験のある専任の防災巡視業務員（以下「巡視員」という。）を2名以上配置し、防災巡視実施対象区域内の林間、施設、歩車道、駐車場、広場等（以下「防火巡視区域等」という。）の防災巡視業務に当たらなければならない。

### 3 巡視期間及び時間

- (1) 巡視期間

巡視期間は、春秋期の林野火災危険期とし、春期については4月1日から5月31日までの2か月間及び翌年3月1日から3月31日までの1か月間、秋期については9月1日から10月31日までの2か月間とする。

(2) 巡視時間

巡視時間は、原則として午前9時30分から午後5時30分までとする。

#### 4 巡視員の業務内容等

巡視員の業務内容等は、次表のとおりとする。

| 業 務 内 容                                 | 処 置 要 領                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 防災巡視区域等における火災、盗難（盗採）等事故防止のための防災巡視   | 防災巡視は厳重に実施するとともに、防災巡視中に火災等の異常を発見したときは、速やかに指定管理者（昭和万葉の森管理事務所）に連絡の上、その指示を受け、適切な処置に当たるものとする。<br>ただし、急施を要する異常等を発見したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、その措置結果等を速やかに指定管理者に報告するものとする。 |
| (2) 昭和万葉の森の森利用者等への注意喚起及び誘導（不審者等の監視を含む。） | 昭和万葉の森の利用者等に対しては、必要に応じて防災監視区域等における火災、盗難（盗採）等防止に係る注意・禁止事項の呼びかけや誘導等を行い、火災事故等の未然防止及び利用環境維持に努めるものとする。                                                               |

#### 5 巡視員の遵守事項

巡視員は、巡視期間中、常時次の装備を所持し、又は所定の場所に備え置かなければならない。

- (1) 身分証
- (2) 懐中電灯
- (3) 通信機器
- (4) 防災巡視日誌
- (5) その他防災監視に要する装備品

#### 6 防災巡視報告書の作成等

指定管理者は、防火巡視の結果について、適切に取りまとめの上、原則として月ごとに当該報告書の写し等を付して翌月の10日までに県に報告するものとする。